

◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更)

【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されている。
 - 公社債等と上場株式等とで課税方式に差異。
- ⇒ 投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。

【大綱の概要】

- 平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式を上場株式等と同様、申告分離課税に変更
- その上で、損益通算できる範囲を、公社債等にまで拡大

金融商品に係る課税方式(改正後)

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	(源泉分離→) 申告分離	(非課税→) 申告分離
預貯金	源泉分離	—
デリバティブ取引	申告分離	

新たに、損益通算が認められた範囲

総合取引所の実現にも資するとの観点から、今後検討